

# 森を育てる会 ハンドブック



## 目次

表紙・目次	1
ようこそ森を育てる会へ	2
主な活動内容	3
カブトムシの森保全について	4
アカマツ林保全について	5
運営の流れ	6
安全対策について	7
森会Q & A	8
森を育てる会規約	10
活動日の計画・記録・報告	11
森会スタイル	12



ホームページ



Facebook



Instagram



Twitter (Mobile)

# ようこそ森を育てる会へ

## 始めに

そんなに遠くない昔、50年位前までは、人は森からの恵みを燃料や食糧として暮らしてきました。だから人は、森を手入れし、大切に守ってきたのです。実はこの手入れこそが、森の景観やそこに暮らす様々な生き物の棲家を守っていたのです。しかし今、私たちは森との付き合い方を忘れてしまいました。「森を育てる会」は、多様な生き物の暮らせる豊かな森づくりを目指して、油山自然観察の森のクヌギ・コナラ林（カブトムシの森 通称：カブ森）やアカマツ林を、守り・育てるボランティア活動をしています。

## 森を育てる会の歩み

平成4年度から3年間、福岡市油山自然観察の森で、福岡市による「カブトムシの森整備事業」という甲虫の誘致林整備が行われました。平成7年、整備事業終了後の維持管理方法の模索と、市民による里山管理の萌芽期という時代の流れから、油山自然観察の森が、クヌギ・コナラ林の保全活動を行うボランティアの募集を行いました。これが、「森を育てる会（略して：森会）」の始まりです。その後、森を育てる会は、油山自然観察センターの支援を受けつつも、ボランティアが中心となった活動を続けています。



## 森を育てる会ってこんな会

現在私たちは、森を守る作業を通じて自然を感じ、人と語り、自然について考え、たくさんの事を学んでいます。会員は、幼児～70才代までと幅広く、古くからの会員も、会に入ってまだ日の浅い会員も、みんな一緒に楽しく作業を行っています。無理して頑張る必要はありません。

あなたも出来ることから始めてみませんか？

# 主な活動内容

森を育てる会では以下のような活動を月に2回のペースで行なっています。  
詳しくは、「森を育てる会」のホームページをご覧ください。  
あなたの参加をお待ちしています。



カブトムシの森間伐



アカマツ林落ち葉かき



木工教室



昆虫調査



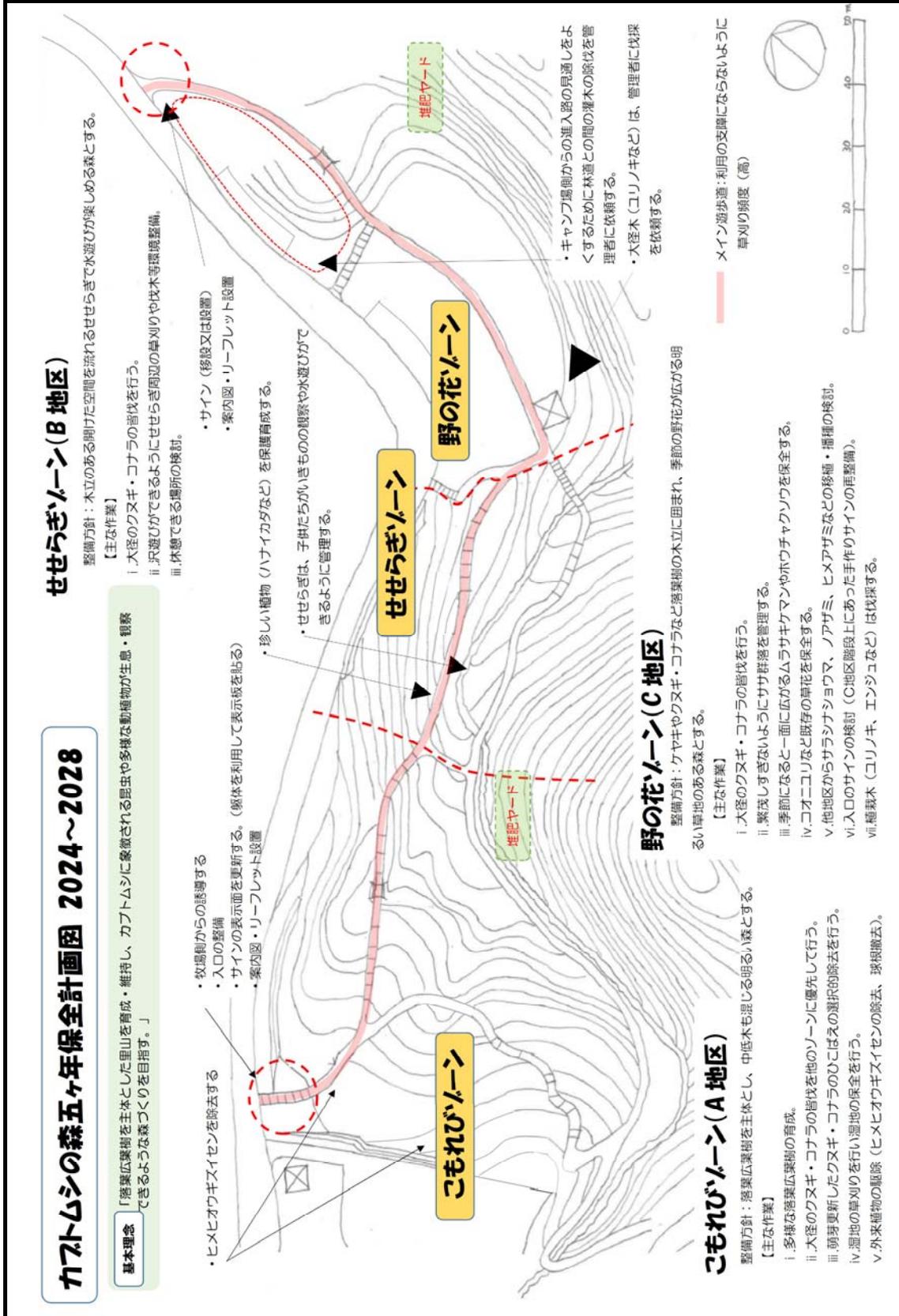
草木染め



うん・えー会

# カブトムシの森保全について

「カブトムシの森」の現状を踏まえ、一般市民や「自然観察の森」の利用者に自然とのふれあい空間を提供するため、森会及び管理事務所が協力し、多様な動植物の持続可能な生育環境を保全するための作業を行っています。





# 運営の流れ

森を育てる会では 運営会(通称 うん・え一会)を、年4回開催しています。これは、会の唯一の決定機関です。「うん・え一会」で話し合われたことに基づき、活動の担当者(世話役)が活動の具体的な計画を作成し、実行していきます。

また、活動全体をサポートするために、代表・会計・広報・事務局・会計監査・メーリングリスト管理人の各役員を定め、円滑な運営を図っています。(規約参照)

## 世話役とは!?

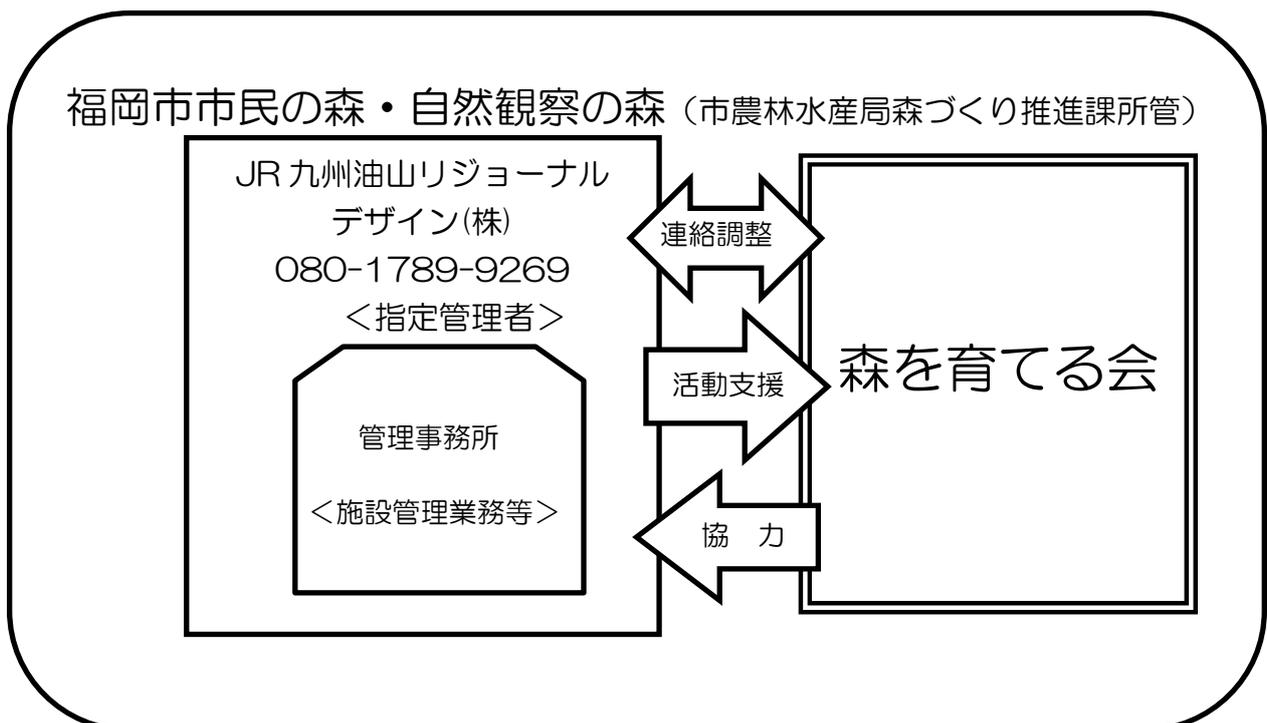
森会では様々なプログラムの活動が、私たちボランティアによって計画・実施されています。その中心となって活動を支えているのが「世話役」です。具体的には年度初めの活動予定・予算の提出、うん・え一会での活動内容の説明、実施計画書の作成、活動日当日の進行、活動結果の報告などを行います。

## うん・え一会とは!?

うん・え一会では毎回の活動の反省、今後の活動内容の検討、活動日の決定など会の運営に関することを話し合います。「うん・え一会」は文字どおり「うん(そうだ!)」「えー!(いいえ!)」と会員の考え、気持ちを集め、会として合意を作って活動しようという思いのもとに会発足当初にネーミングされました。

会員ならどなたでも参加できます。会活動へのお考えは「うん・え一会」へお寄せ下さい。

## 【参考】～森会に関する管理運営組織～



# 安全対策について

森を育てる会は保全作業をする会です。安直に「危険なことはしない」というなら活動自体が成立しません。楽しく実りある活動をするために危険と上手につきあい、安全の確率をあげることを考えてきました。

## ◆森会では安全のためこんな努力をしています。どうぞ御協力を！

1. 基本的に自分の安全は自分で守ります。
2. 同時に他人に危険を及ぼさないよう配慮し、同行する 15 歳未満の子供についても保護者は同様の心配りをします。
3. 活動日は当日の予定作業や事前に想定される危険・その対策などを盛り込んだ**実施計画書**（世話役作成）に基づいて運営しています。
4. 参加者は世話役、安全世話役など運営スタッフの指示に従って、安全な運営に協力しています。
5. 救急箱を活動地に持っていきます。

※中には応急医薬品、近隣の病院の地図などが入っています。

※万一の事故に備えて、会員は全員スポーツ安全保険に加入しています。但し保険の加入対象は小学生以上です。

原則として保険の範囲を越える補償には、応じかねますのでご了承下さい。

※当会で加入しているスポーツ安全保険は、森を育てる会以外のボランティア活動中の事故には適用されませんのでご注意ください。

## ◆それでも万一、事故が起きた場合の連絡体制について

事故発生！



その日の世話役・安全世話役へ連絡



事故の度合いによっては、ここで救急車要請  
救急処置・救急法の実施

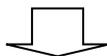


自然観察センターへ連絡



会代表または事務局へ連絡

080-1789-9269



- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 医療機関へ搬送      | <input type="checkbox"/> 一時費用発生への対応   |
| <input type="checkbox"/> 事故当事者家族へ連絡   | <input type="checkbox"/> 報道機関への対応     |
| <input type="checkbox"/> スポーツ安全保険への対応 | <input type="checkbox"/> 他の参加者の行事進行判断 |
| <input type="checkbox"/> 事故発生時の記録     |                                       |

# 森会 Q&A

**Q. 知り合いが森会の活動に参加したいそうなのですが…。**

**A. 活動日へお誘いください！**

森会はいつでも新規会員大歓迎。活動への体験参加もOKです。その際に注意したいのは保険のこと。会員以外の方には保険が適用されません。万が一事故が発生した場合、すべて自己責任となりますので、事前に充分説明をお願いします。あとひとつ、前もって事務局またはレンジャーに連絡をお願いします。世話役など当日の運営に関わる会員に連絡し、楽しく参加していただけるよう配慮します。

ABURAYAMA FUKUOKA 自然観察センター 080-1789-9269

**Q. 森会に入ったものの活動への参加の仕方がよくわからない…**

**A. まずは活動日に油山へ！**

入会時にお送りした活動予定表や、当会のホームページに活動予定を掲載しています。どの日もどなたでも参加でき、毎回子供から大人までわいわいがやがやのんびりと、活動を行なっています。初めての方もお気軽に、活動日に足を運んで下さい。

**Q. 活動日は午前だけ、午後だけの参加も可能ですか？**

**A. 可能です。その場合は世話役への連絡を忘れずに！**

世話役は、その日の活動がスムーズかつ安全に進むように細心の注意を払って活動に臨んでいます。朝のオリエンテーションはそういった意味でとても重要な時間です。もし活動に午後から参加したいという場合は、①途中参加することを事前連絡（早退も） ②参加したら世話役に挨拶し、作業内容、安全対策を確認 この二点をお忘れなく！

**Q. 雨の日や雪の日の活動は？**

**A. メーリングリストもしくはセンターに確認して下さい**

悪天候で屋外作業が出来ない日でも、基本的には屋内で雨の日メニューを実施します。しかし激しい雨や大雪の場合、自然観察の森自体がお休みになることもあります。活動の中止が決定された場合、世話役が、活動日当日の8:00にメーリングリストに投稿します。メールが見られない方は9:00以降にセンターへ電話（080-1789-9269）で確認して下さい。

**Q. 子供連れでも参加できますか？**

**A. 参加できます。子供も一緒に活動しています。**

森会の活動日には、いつも子供の姿があります。子供も一緒に活動に参加しましょう。ただし森会は、自分の安全は自分で守るのがお約束。お子さんの安全は、保護者の方が守ってあげて下さい。



# 油山自然観察の森 森を育てる会 規約

2025年4月1日

## 第1条（名称）

本会は、油山自然観察の森 森を育てる会 と称する。

## 第2条（目的）

本会は、油山自然観察の森（ABURAYAMA FUKUOKA）の保全活動を通じ、広く緑地保全活動を行う市民の育成・交流を行うことを目的とする。

## 第3条（活動内容）

- (1) 油山自然観察の森（AURAYAMA FUKUOKA）内の保全活動
  - i 森を育て、様々な生物の棲家をつくる。
  - ii 生物の観察・森の恵みの利用を通じて自然に親しむ。
  - iii 油山に分布する多様な自然環境・特有の景観を保全する。
  - iv 人間と里山とのつながりや在り方を考える。
- (2) 会員同士の親睦を深め、また資質向上を図るための活動
- (3) 緑地保全活動を啓発するための活動
- (4) ABURAYAMA FUKUOKA の運営への協力
- (5) その他、本会が必要と認めた事項

尚、上記活動は、ABURAYAMA FUKUOKA メンバーシップ制度（アナグマ倶楽部）のもと、公認サークルとして施設管理者（JR九州リージョナルデザイン株式会社）と連携・調整して行う。

## 第4条（会員）

- (1) 本会の目的に賛同して入会を希望する者は、会員登録用紙を提出し、登録費を納付することによって会員となることができる。ただし、会員となれるのは小学生以上とする。
- (2) 小学生未満の幼児については、保護者もしくは引率者の責任のもと活動に参加させることができる。
- (3) アナグマ倶楽部に必要な情報については、施設管理者（JR九州リージョナルデザイン株式会社）と共有する。なお、この情報の取り扱いについては、ABURAYAMA FUKUOKA MEMBERSHIP 規約第13条「個人情報取り扱い規定」に従うこととする。
- (4) 会員としてふさわしくない行為のあったものは、運営会の決議により退会させることができる。

## 第5条（運営会）

- (1) 会の運営にかかわる全ての事項は、運営会（通称うん・え一会）で討議する。
- (2) 議決が必要な事項は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- (3) 運営会への参加資格は、全会員にあるものとし、定足数は特に設けない。
- (4) 運営会の開催日は、年間活動計画で周知する。

## 第6条（役員の設置）

- (1) 本会は、以下の役員を置き、会の円滑な運営をはかる。  
代表1名 会計1名 監査1名 広報1名 事務局1名 メーリングリスト管理人  
カブトムシの森担当、アカマツ林担当

- (2) 役員は、会員が推薦し、運営会の承認を得る。任期は 1 年とする。但し特に必要が無い限り自動更新とする。

#### 第 7 条（役員の分掌）

- (1) 代表は、本会を代表し、統括する。
- (2) 会計は、本会の会計を担当する。
- (3) 監査は、本会の会計を監査する。
- (4) 広報は、森会の広報を担当する。
- (5) 事務局は、本会の庶務全般を担当する。
- (6) メーリングリスト管理人は、リストの登録、抹消を担当する。
- (7) カブトムシの森担当は、同地区の作業全般を担当する。
- (8) アカマツ林担当は、同地区の作業全般を担当する。

#### 第 8 条（会計）

- (1) 本会の会計は、会費・助成金その他をもってこれに充てる。
- (2) 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (3) 年 1 度会計報告を行い、運営会の承認を受ける。

#### 第 9 条（会計監査）

本会の会計は、必要に応じて本会監査による会計監査を受ける。

#### 第 10 条（登録費）

- (1) 本会の会員は、登録費を支払うものとする。
- (2) 登録費の詳細は、期初に発行する「会員登録の御案内」によるものとする。

#### 第 11 条（安全・保険）

- (1) 会員は、会で決められた損害保険に加入することとする。なお、加入手続きは会にて行う。
- (2) 活動中の会員の安全確保は、本人又は保護者の責に帰す。

#### 第 12 条（規約の変更）

規約の変更は運営会での議決によって行われる。

#### 第 13 条（所在地）

本会は、福岡市南区桜原 855-1 ABURAYAMA FUKUOKA 自然観察センター を所在地とする。

#### 第 14 条（その他）

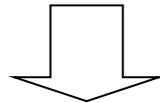
本規約に定めのない事項については、運営会で議決する。

#### 附則

- (1) この規約は 2002 年 3 月 2 日から施行する。
- (2) 2019 年 4 月・第 4 条、第 10 条を改定する。
- (3) 2019 年 4 月・2003 年から 2018 年の改正記述は省略する。
- (4) 2022 年 4 月・第 4 条、第 10 条、第 11 条を改定する。
- (5) 2024 年 4 月・第 3 条、第 13 条を改定する。
- (6) 2025 年 4 月・第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 7 条を改定する。

## 活動日の 計画・記録・報告

様式名	担当	活動前	活動日
実施計画書	世話役	活動日 1 週間前までに世話役が作成。代表、レンジャー、安全世話役他、自分が依頼したスタッフ等関係者に送付。意見をうけ完成へ。	計画と異なる点など赤ペンで記入。
活動実施記録	世話役 助役 参加者全員	出席者氏名を記録し、全参加者を把握。	安全上の留意点など実施したか、確認チェック。 ※事故発生時は状況を記録 活動終了後、参加者に用紙をまわして記入してもらう。



森会メーリングリストに投稿

- ・ 参加者氏名
- ・ 活動概要
- ・ 感想

- ◆ これらの様式は活動を記録・共有し、より良い活動につなげることを目的として作成します。また、施設が利用者数把握にも利用します。
- ◆ 参加者、感想を入力してメーリングリストに投稿することで、活動報告作成担当者の編集の支援にも繋がります。

作業を  
始める前に

森会スタイル

# 『安全の第1歩は 服装からです』

- ★長そで、長ズボン
- ★手袋（すべらないもの）
- ★帽子、ヘルメット（中にきぬぐいをつけるより）
- ★ベルト（ナタやのこぎりを腰から下げる）
- ★しっかりした靴（トラッキングシューズなど）
- ★リュックサック（飲み物、雨具など身の回り品を入れる）



え・ぶん ふるかわみゆき

森を育てる会 ハンドブック

編集：森を育てる会事務局

初版発行：2010年11月

本ハンドブックの著作権は映像も含め森を育てる会に帰します。